

沖縄県子どもの貧困対策に関する施策評価実施要綱

[平成28年12月28日 子ども生活福祉部長決定]

(目的)

第1条 この要綱は、本県の子どもの貧困対策の総合的な計画である「沖縄県子どもの貧困対策計画」(以下「計画」という。)の施策等の点検評価(以下「施策評価」という。)に関する基本的な事項を定めることにより、本県の子どもの貧困対策の着実な推進を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 各部等

知事公室、総務部、企画部、環境部、子ども生活福祉部、保健医療部、農林水産部、商工労働部、文化観光スポーツ部、土木建築部、教育委員会及び警察本部をいう。

(施策評価の対象)

第3条 施策評価の対象は、次のとおりとする。

(1) 計画に定める重点施策

(2) その他、各部等が実施する子どもの貧困対策に資する施策

(施策評価の種類及び内容)

第4条 施策評価の種類及び内容は、次のとおりとする。

(1) 毎年度の施策の進捗状況の点検等

毎年度、施策の進捗を点検するとともに、施策の効果を検証するもの

(2) 中間評価・最終評価

計画の3年目及び最終年度において、計画の成果や課題等を総括するもの

(施策評価結果の公表)

第5条 施策評価の結果は、公表するものとする。

(施策評価結果の活用)

第6条 施策評価の結果は、施策の改善に反映させるよう努めるとともに、予算要求等への活用を図るものとする。

(実施要領)

第7条 施策評価の実施に関して必要な事項については、別に要領を定めるものとする。

(制度の改善)

第8条 施策評価の方法については、必要に応じ改善を図るものとする。

(庶務)

第9条 施策評価の実施に係る庶務は、子ども生活福祉部子ども未来政策課において行う。

附 則

この要綱は、平成28年12月28日から施行する。